



発行 東京都

目次

告示

- 令和4年度東京都補正予算の公表……………一
（財務局主計部議案課）……………一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………三
（都市整備局市街地整備部再開発課）……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………三
- 都市計画の図書の縦覧（二件）……………五
（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）……………五

告示

●東京都告示第九百六十三号
令和四年六月十五日東京都議会の議決を得た令和四年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年六月二十三日

東京都知事 小池 百合子

令和4年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和4年度東京都一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ428,260,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,254,458,211千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

（単位 千円）

科 目	既定予算額	補正予算額	計
款 項			
08 国庫支出金	742,479,121	316,544,463	1,059,023,584
01 国庫負担金	218,695,031	15,668,021	234,363,052
02 国庫補助金	509,530,106	300,876,442	810,406,548
11 繰入金	587,996,022	111,553,186	699,549,208
03 基金繰入金	576,143,238	111,553,186	687,696,424
12 諸収入	355,993,039	162,657	356,155,696
09 雑入	69,866,948	162,657	70,029,605
歳 入 合 計	7,826,197,905	428,260,306	8,254,458,211

歳出

(単位 千円)

科 款	目 項	既定予算額	補正予算額	計
02 総務費		234,932,831	30,887,936	265,820,767
	02 政策企画費	18,334,000	50,000	18,384,000
	05 区市町村振興費	107,314,580	30,837,936	138,152,516
04 生活文化スポーツ費		59,219,000	247,760	59,466,760
	01 生活文化スポーツ費	59,219,000	247,760	59,466,760
05 都市整備費		126,198,000	48,279	126,246,279
	05 住宅政策費	38,817,000	48,279	38,865,279
06 環境費		121,923,405	23,720,138	145,643,543
	02 環境保全費	109,311,405	23,605,538	132,916,943
	03 廃棄物費	8,514,000	114,600	8,628,600
07 福祉保健費		1,699,690,245	355,914,804	2,055,605,049
	02 医療政策費	55,541,000	4,666,469	60,207,469
	03 保健政策費	341,400,000	25,000	341,425,000
	04 生活福祉費	45,448,245	1,290,856	46,739,101
	05 高齢社会対策費	245,726,000	7,504,684	253,230,684

科 款	目 項	既定予算額	補正予算額	計
	06 少子社会対策費	316,884,000	282,616	317,166,616
	07 障害者施策推進費	214,437,000	3,004,710	217,441,710
	08 健康安全費	367,573,000	329,983,116	697,556,116
	10 施設整備費	54,189,000	9,157,353	63,346,353
08 産業労働費		590,159,879	15,423,995	605,583,874
	02 産業労働管理費	2,436,000	168,120	2,604,120
	03 商工業振興費	510,989,616	14,367,762	525,357,378
	04 農林水産費	25,825,897	462,943	26,288,840
	05 労働費	46,994,366	425,170	47,419,536
10 港湾費		107,049,545	1,146,188	108,195,733
	03 島しょ等港湾整備費	22,685,545	1,146,188	23,831,733
11 教育費		876,381,000	505,206	876,886,206
	01 教育管理費	35,869,000	148,930	36,017,930
	03 高等学校費	143,751,000	48,390	143,799,390
	04 特別支援学校費	86,794,000	24,326	86,818,326
	07 教育指導奨励費	30,058,000	283,560	30,341,560

12 学務費		239,744,000	366,000	240,110,000
	02 私立学校振興費	212,807,000	366,000	213,173,000
歳 出 合 計		7,826,197,905	428,260,306	8,254,458,211

第2号 債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）補正

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	既定限度額	補正限度額	計
176	東京都豪雨対策基本方針改定調査業務委託	令和5年度	—	29,000	29,000
177	オガサワラカワラヒワ保護増殖に係る施設建設工事	令和5年度	—	79,200	79,200
178	新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資利子補給	令和5年度～令和6年度	—	4,149,366	4,149,366
179	農業経営収入保険保険料補助	令和5年度	—	17,595	17,595
合 計			464,438,649	4,275,161	468,713,810

●東京都告示第九百六十四号
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき西麻布三丁目北東地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月二十三日
 東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称
 西麻布三丁目北東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
 令和二年九月十日から令和九年六月三十日まで

三 施行地区
 港区西麻布三丁目及び六本木六丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
 港区元麻布三丁目一番三十六号
 令和二年九月十日

五 変更の内容
 事業施行期間を令和十年十月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日
 令和四年六月二十三日

●東京都告示第九百六十五号
 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

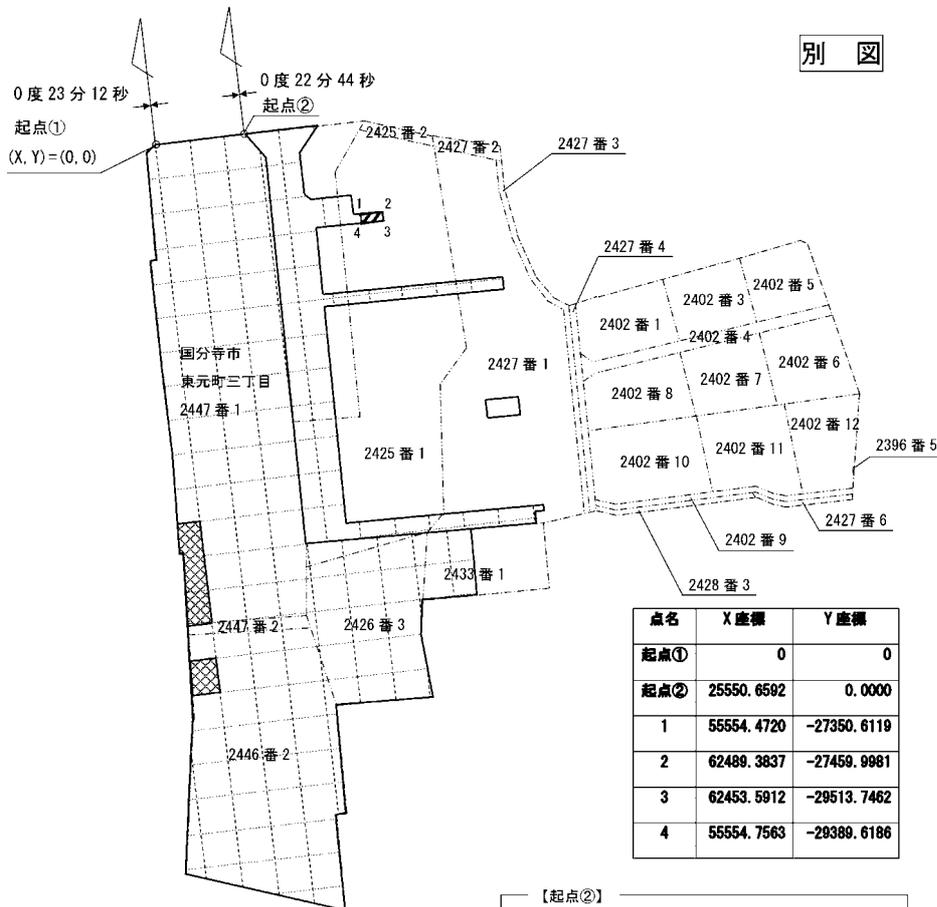
令和四年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (国分寺市東元町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【格子の回転角度(0度22分44秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点②】
 起点は、座標値 (X= 25550.6592, Y= 0.0000) とする。

※座標値は、国分寺市東元町三丁目 2447番1の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

- 【凡 例】
- 単位区画
 - 調査範囲
 - 敷地境界
 - 筆境界
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
 形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第942号により指定した区域)

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画第一種市街地再開発事業 令和四年三月二十四日中央区告示第六十五号

日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業

東京都市計画防災街区整備事業 令和四年三月十日品川区告示第九十一号

東中延一丁目十一番地区防災街区整備事業

東京都市計画地区計画 令和四年三月十日品川区告示第九十二号

東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和四年四月二十二日品川区告示第二百十九号

西五反田七丁目地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和四年三月九日世田谷区告示第百八十八号

北烏山二・三丁目地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和四年三月十日世田谷区告示第百八十七号

放射二十三号線沿道地区地区計画

東京都市計画第一種市街地再開発事業 令和四年三月二十四日渋谷区告示第二十九号

渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業

東京都市計画第一種市街地再開発事業 令和四年三月三十一日東京都板橋区告示第百四十八号

大山町ピッコロ・スクエア周辺地区第一種市街地再開発事業

町田市都市計画ごみ処理場 令和四年二月二十八日町田市告示第四百三号

第三号町田市西部資源化センター

東村山市都市計画地区計画 令和四年三月一日東村山市告示第四十号

久留米東村山線沿道北地区地区計画

東村山市都市計画地区計画 令和四年三月十八日清瀬市告示第四十一号

下清戸線沿線地区地区計画

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市町から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都市計画地区計画 令和四年二月十七日千代田区告示第十六号

域冷暖房施設 大手町地区地域冷暖房施設

東京都市計画地区計画 令和四年三月二十四日中央区告示第六十二号

日本橋・東京駅前地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和四年三月二十四日中央区告示第六十三号

日本橋問屋街地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和四年三月二十四日中央区告示第六十四号

<p>人形町・浜町 河岸地区地区 計画</p>	<p>令和四年二月十五日港区告示第五十号</p>	<p>東京都市計画地 域冷暖房施設</p>	<p>令和四年二月十五日港区告示第五十号</p>	<p>品川駅北周辺 地区地域冷暖 房施設</p>	<p>令和四年三月十日港区告示第七十五号</p>	<p>東京都市計画高 度地区</p>	<p>令和四年三月十日港区告示第七十六号</p>	<p>東京都市計画防 火地域及び準防 火地域</p>	<p>令和四年三月十日港区告示第七十六号</p>	<p>東京都市計画地 域冷暖房施設</p>	<p>令和四年四月十八日港区告示第四百四十九号</p>	<p>芝浦地区地域 冷暖房施設</p>	<p>令和四年三月十日新宿区告示第五百五十七号</p>	<p>東京都市計画防 火地域及び準防 火地域</p>	<p>令和四年三月十日品川区告示第八十九号</p>	<p>東京都市計画特 定防災街区整備 地区</p>	<p>令和四年三月十日品川区告示第九十号</p>	<p>東京都市計画高 度地区</p>	<p>令和四年三月十日品川区告示第九十三号</p>	<p>東京都市計画高 度利用地区</p>	<p>令和四年四月二十二日品川区告示第二百二十号</p>	<p>東京都市計画一 団地の住宅施設</p>	<p>令和四年三月九日世田谷区告示第百八十一号</p>	<p>烏山北住宅一 団地の住宅施設</p>	<p>令和四年三月九日世田谷区告示第百八十一号</p>		
<p>設</p>	<p>東京都市計画一 団地の住宅施設 二号</p>	<p>烏山松葉通住 宅一団地の住 宅施設</p>	<p>令和四年三月九日世田谷区告示第百八十一号</p>	<p>東京都市計画地 区計画</p>	<p>令和四年三月九日世田谷区告示第百八十三号</p>	<p>北烏山二丁目 北部地区地区 計画</p>	<p>令和四年三月十日世田谷区告示第百八十八号</p>	<p>東京都市計画地 区計画</p>	<p>令和四年三月十日世田谷区告示第百八十八号</p>	<p>世田谷西部地 域大蔵・岡本 ・鎌田・瀬田 地区地区計画</p>	<p>令和四年三月十日世田谷区告示第百八十九号</p>	<p>東京都市計画高 度地区</p>	<p>令和四年三月七日渋谷区告示第十八号</p>	<p>東京都市計画道 路</p>	<p>令和四年三月七日渋谷区告示第十八号</p>	<p>幹線街路補助 線街路第七号 線</p>	<p>令和四年三月七日渋谷区告示第十八号</p>	<p>東京都市計画道 路</p>	<p>令和四年三月七日渋谷区告示第十八号</p>	<p>幹線街路補助 線街路第五十 九号線</p>	<p>令和四年三月二十四日渋谷区告示第二十八号</p>	<p>東京都市計画地 区計画</p>	<p>令和四年三月二十四日渋谷区告示第二十八号</p>	<p>渋谷駅東口地 区地区計画</p>	<p>令和四年三月二十四日渋谷区告示第三十号</p>	<p>東京都市計画自 区地区計画</p>	<p>令和四年三月二十四日渋谷区告示第三十号</p>
<p>動車ターミナル 号</p>	<p>第九号渋谷二 丁目バスター ミナル</p>	<p>東京都市計画生 産緑地地区</p>	<p>令和四年二月二日中野区告示第四号</p>	<p>東京都市計画地 区計画</p>	<p>令和四年四月二十五日中野区告示第六十一号</p>	<p>弥生町三丁目 周辺地区地区 計画</p>	<p>令和四年三月十四日豊島区告示第六十号</p>	<p>東京都市計画第 一種市街地再開 発事業</p>	<p>令和四年三月十四日豊島区告示第六十号</p>	<p>南池袋二丁目 C地区第一種 市街地再開発 事業</p>	<p>令和四年三月十四日豊島区告示第六十一号</p>	<p>東京都市計画地 区計画</p>	<p>令和四年三月十四日豊島区告示第六十一号</p>	<p>南池袋二丁目 C地区地区計 画</p>	<p>令和四年三月十四日豊島区告示第六十二号</p>	<p>東京都市計画地 域冷暖房施設</p>	<p>令和四年三月十四日豊島区告示第六十二号</p>	<p>東池袋地区地 域冷暖房施設</p>	<p>令和四年四月十五日東京都北区告示第二百五十二号</p>	<p>東京都市計画ご み焼却場</p>	<p>令和四年四月十五日東京都北区告示第二百五十二号</p>	<p>第十号北清掃 工場</p>	<p>令和四年三月十五日荒川区告示第七十四号</p>	<p>東京都市計画公 園</p>	<p>令和四年三月十五日荒川区告示第七十四号</p>	<p>第三・三・百 号</p>	<p>令和四年三月十五日荒川区告示第七十四号</p>

<p>二十八号天王公園 東京都市計画防火地域及び準防火地域 東京都市計画地区計画 大山駅西地区地区計画 東京都市計画高度利用地区 東京都市計画高度地区 東京都市計画公園 第八・二・三十号高松農の風景公園 東京都市計画地区計画 足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画 東京都市計画公園 足立第二・二・百五十五号舎人三丁目第二公園 東京都市計画緑地 第十三号江戸川緑地</p>	<p>令和四年三月三十一日東京都板橋区告示第四百四十六号 令和四年三月三十一日東京都板橋区告示第四百四十七号 令和四年三月三十一日東京都板橋区告示第四百四十九号 令和四年三月三十一日東京都板橋区告示第四百五十号 令和四年四月十四日練馬区告示第二百号</p>	<p>武蔵野都市計画緑地 第七号十一小路緑地 武蔵野都市計画生産緑地地区 府中市計画生産緑地地区 町田市計画緑地 第三十五号相原大谷戸緑地 町田市計画道路 三・四・十二号森野木曾線 町田市計画用途地域 町田市計画高度地区 町田市計画防火地域及び準防火地域 東村山市計画用途地域 東村山市計画高度地区 東村山市計画防火地域及び準防火地域 東村山市計画用途地域 東村山市計画高度地区</p>	<p>令和四年三月十一日武蔵野市告示第五十号 令和四年三月十一日武蔵野市告示第五十二号 令和四年二月十七日府中市告示第十七号 令和四年二月二十八日町田市告示第四百四号 令和四年二月二十八日町田市告示第四百五号 令和四年二月二十八日町田市告示第四百六号 令和四年二月二十八日町田市告示第四百七号 令和四年二月二十八日町田市告示第四百八号 令和四年三月一日四東村山市告示第四十一号 令和四年三月一日四東村山市告示第四十二号 令和四年三月一日四東村山市告示第四十三号 令和四年三月十八日清瀬市告示第四十三号</p>	<p>立川都市計画生産緑地地区 福生都市計画公園 第二・二・十一号稲荷ヶ丘公園 福生都市計画公園 第二・二・八十九号駅西公園 福生都市計画公園 第二・二・九十号宿西公園 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)</p>	<p>令和四年一月二十五日武蔵村山市告示第十号 令和四年三月十五日瑞穂町告示第四十五号 令和四年三月十五日瑞穂町告示第四十五号 令和四年三月十五日瑞穂町告示第四十五号 令和四年三月十五日瑞穂町告示第四十五号</p>
--	--	--	---	---	---

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

